## 西日本エリアで発生している大雨により被災されたお客様に対する 電話料金等の取扱いについて

2018年7月5日から西日本エリアで発生している大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

西日本電信電話株式会社(以下、NTT西日本)は、このたびの大雨に伴い、被災および避難されたお客様の電話料金等の取扱いを次のとおりとします。

1. 電話サービスの基本料金等\*1の取り扱い

このたびの大雨による避難指示、避難勧告により電話が使用できなかったお客様<sup>\*2</sup>および建物損壊等で 電話が使用できなかったお客様<sup>\*3</sup>につきまして、その期間の基本料金等を無料といたします。

- ※1 回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等。
- ※2 災害対策基本法に基づく「避難指示」「避難勧告」が発令された地域に設置している加入電話等のお客様で、解除までに24時間を越えたお客様。
- ※3 電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したお客様
- 2. 電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い

フレッツ光等の電話サービス以外の電気通信サービスの料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。

3. 電話料金の支払期限の延長

被災されたお客様から申し出があった場合は、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月延長します。

- (注) 口座振替又はクレジットカードによるお支払いのお客様については、自動的に口座引き落としとなり、 支払行為が不要であることから対象外とさせて頂きます。
- 4. 移転工事費の取り扱い

この度の被災で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を無料とします。

- (注) 元の居住地へ戻る等の再度の移転工事料金は別途必要となります。
- 5. 本件に関するお問い合わせ先

局番なしの「116」

<受付時間:午前9時~午後5時 (年末年始12/29~1/3を除きます)>

携帯電話・PHSからは0800-2000-116

(NTT西日本エリア以外からはご利用になれません)

【報道機関からのお問い合わせ先】 NTT西日本 広報室 報道担当 TEL:06-4793-2311